

# 個人情報保護指針

(目 的)

**第1条** この指針は、公益社団法人日本歯科技工士会（以下、「本会」という。）の有する個人情報に関する保護を目的として必要な事項を定める。

(個人情報の利用)

**第2条** 本会は、次の各号に定める目的の範囲内で個人情報を利用する。なお、個人情報に関する法律及びその他法令により例外として取り扱うことが認められている場合はこの限りではない。

- (1) 会費の収受に関する事柄
- (2) 広報誌の発送に関する事柄
- (3) 問い合わせ及び会運営に関する連絡
- (4) 資料等の送付
- (5) 開示等の求めに対する本人確認
- (6) 慶弔、サービス及び研修等に関する事柄
- (7) 本会の目的に合致する本会が厳選し適切と判断した企業のサービス案内
- (8) その他、あらかじめ本人に通知し同意をいただいた利用目的

(第三者への提供)

**第3条** 本会は、以下の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令の規定による場合

(個人情報の取扱委託)

**第4条** 本会では、個人情報を取り扱う業務を、利用目的の範囲内で外部業者に委託する。

2 個人情報を委託する場合には、一定の個人情報保護水準を満たしている委託先を選定することとし、個人情報の取扱に関する契約締結等の必要な措置を講じるとともに、委託先に対する必要かつ適切な管理を行う。

(個人情報の問い合わせ)

**第5条** 本会が保有する個人情報に対する利用目的の通知及び開示等の求めに対しては、業務の適切な遂行を妨げない限りにおいて、利用目的の通知、開示、追加削除及び利用停止の求めに応じる。

2 前項の手続きにあたっては、本人又は代理人であることを確認する。

(指針の制定と改廃)

**第6条** この指針の制定は、特例民法法人日本歯科技工士会の理事会の議決による。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日以降におけるこの指針の改廃は、公益社団法人日本歯科技工士会の理事会において議決し、社員総会に報告するものとする。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。